

議案第 17 号

屋外広告物条例の改正について

# 屋外広告物条例の改正について

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）が改正されたことに伴い、屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号）を以下のとおり改正するもの。

## 【改正の骨子】

### 1．除却広告物の保管・売却・廃棄手続の整備

#### （1）広告物等を保管した場合の公示事項（新法8条2項関係）

保管した広告物等の名称又は種類、数量

保管した広告物等が放置されていた場所、除却した日時

保管を始めた日時、保管場所

その他、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項

#### （2）広告物を保管した場合の公示方法等（新法8条2項関係）

公示の期間は14日間とすること（簡易除却の場合は2日間）

掲示場所は規則で定める場所とすること（規則では各土木事務所等とする予定）

特に貴重な広告物等で、公示期間が満了してもその所有者等を知ることができないときは、公示の要旨を県公報に掲載すること

保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、閲覧させること（規則では閲覧場所を各土木事務所等とする予定）

#### （3）広告物の価額の評価方法（新法8条3項関係）

広告物の価額の評価は、取引の実例価格、使用の期間、損耗の程度その他の事情を勘案して行うものとする

知事は、必要があると認めるときは、価額の評価に関し、専門的知識を有する者の意見を聴くことができるものとする

#### （4）保管した広告物等を売却するための手続（新法8条3項関係）

保管した広告物等の売却は、地方自治法の定めるところにより、原則として一般競争入札によるものとする

#### （5）公示の日から売却可能となるまでの期間（新法8条3項各号関係）

簡易除却された広告物 2日

特に貴重な広告物等 3月

その他の広告物等 2週間

#### （6）広告物を返還する場合の手続

返還を受ける者には、その者が返還を受けるべき所有者等であることを証明させるものとする

返還は、受領書と引換えに行うものとする

### 2．禁止物件の追加等

禁止物件として、景観重要建造物（景観法19条1項）及び景観重要樹木（同法28条1項）を追加すること。ただし、景観重要建造物への自家用の広告物等の表示については適用除外とすること

### 3．文言の修正

「美観風致の維持」 「良好な景観の形成又は風致の維持」  
「美観地区」 「景観地区」、「緑地保全地区」 「特別緑地保全地区」

### 4．施行期日

改正屋外広告物法の施行の日（平成16年6月18日から6ヶ月以内で政令で定める日）

#### 【改正理由】

景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第111号）の成立により、屋外広告物法が改正された。これに伴い、屋外広告物条例を改正する必要があるため

## 参照条文

### 新屋外広告物法

( 除却した広告物等の保管、売却又は廃棄 )

第八条 都道府県知事は、前条第二項又は第四項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

一 前条第四項の規定により除却された広告物 二日以上で条例で定める期間

二 特に貴重な広告物又は掲出物件 三月以上で条例で定める期間

三 前二号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 二週間以上で条例で定める期間

4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。

5 第三項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

6 前条第二項及び第四項並びに第一項から第三項までに規定する広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等（前条第二項に規定する措置を命ずべき者を含む。）に負担させることができる。

7 第二項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した広告物又は掲出物件（第三項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。